### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イギリス外交と英仏協商交渉、一九〇三-一九〇四年: モロッコに関する秩序の構築
Sub Title	British diplomacy and the negotiation of Anglo-French Entente, 1903-1904 : the construction of order on Morocco
Author	谷, 一巳(Tani, Kazushi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.103, (2014. 12) ,p.267- 299
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koaraid=AN10086101-20141215-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英仏協商とモロッコ

モロッコにおけるイギリスとフランスの立場

英仏間の緊張緩和とモロッコ情勢の悪化

交渉の開始と両国の基本的な立場

沿岸部の中立化

通商上の権利の尊重 スペイン政府への配慮 モロッコ問題の浮上

モロッコ問題の起源

はじめに

# イギリス外交と英仏協商交渉、 一九〇三—一九〇四年

-モロッコに関する秩序の構築

巳

谷

交渉の停滞

英仏協商の締結とその影響

交渉の加速

英仏協商の締結

英仏協商への反応と「三国協商」の成立

Ŧi. おわりに

267

### 一はじめに

に英仏協商は、 地域で対立し、 経験しながらも、 九○四年四月八日に締結された英仏協商は、 世紀末には緊張が頂点に達していた両国の関係は、大きく改善する方向 両国の関係史において重要な意味を持つ出来事であった。 二度の世界大戦を経て現在にまで至る両国間の友好の布石となった。一九世紀から世界中の様々な 両国 の植民地をめぐる紛争に終止符を打つとともに、 へ動いたのである。 対立と衝突を このよう

関係ほどの影響力を持たなかったといえる。英仏協商の締結は両国の間だけでなく、 年代にイギリスとの関係を悪化させたドイツも目立った植民地を保有しておらず、この時代に限れば英独関係は英仏 衝突していたのは主にユーラシア大陸の内部であり、 確 かに、 イギリスにとってはロシアもフランスと並ぶ最大のライバルであった。 大洋を越えて他の地域に拡大することは少なかった。 しかしイギリスとロシアの 国際政治の観点からも極めて意 一九〇〇 利害が

義深い出来事だったのである。

再調整を試みたのである。 来の 使であるカンボン Marquess of Lansdowne) 英仏両国間の交渉は、一九○三年七月七日に行われたランズダウン侯爵 「孤立主義」に対する危険性を強く感じていた。そこで前任者のソールズベリよりも積極的に、 (Paul Cambon)を交えて進んだ。ランズダウンは陸相としてボーア戦争を経験したことから、 とデルカッセ(Théophile Delcassé) の両国外相による会談を契機に始まり、 (Henry Charles Keith Petty-FitzMaurice, フランスの駐英大 各国との関 係の 5th 従

として知られた政治家であった。 第三共 和制下では異例の七年間にわたって外相 彼のイギリス観は明白であり、 の地位を担ったデル フランスにとってライバルであるが敵 カッセは、 か ねてから外交や植民地 (an enemy 間 題 の論客

的な対外政策を進めていたドイツにも目を配る必要があったのである。

イギリス外交にとってのモロッコ問題の意味を考察しなが

5

イギリス外務省の視点を中心にこの

本稿

の目的は、

にイギリスを加えた三国によって、ドイツに対抗することだった。(②) く意識していた彼にとって、海軍大国イギリスとの険悪な関係は頭 ではなく、 ましてや宿敵 (the enemy) ではないと考えていた。 フランスの地中海国家としてのアイデンティティを強 痛 0) 種であった。 彼の最終的な目標は、 露仏

同

たことは、 に存在した政策形成に大きな影響を与える外交官グループの一員になっていた。 スとの間での協商締結を提言していた。そのため、 チュニジアでの勤務から外交官としてのキャリアをスタートさせたカンボ 新外相の目標が英仏関係の改善にあることを如実に示す人事だと考えられた。(③) デルカッセが外相に就任した直後にカンボンを駐英大使に任命し 、ンは、 かねてから彼は、 一八九〇年代にはフランス外務省 仏伊両国とイギリ

た上、 が 後者における自らの恒久的な支配をフランスに認めさせることが関係を改善する大前提だったのである。 あった。すなわち、 口 口 複雑に絡み合うモロッコは、 ッ ッ 外相会談後の交渉では世界中に広がる両国の利害の衝突が調整されたが、 コ コ は、 に関してイギリスは、 エジプトとは異なって特定の国が確固たる勢力を築いているわけでもなかった。 地 理的な重要性から他の国々の関心も引きつけていた。 フランスにとっては前者における自らの優越をイギリスに認めさせること、 交渉相手であるフランスだけでなく、 協商で交渉された地域の中では例外的に他国の存在が強調された地域となっ 領土を持ち地理的にも近接するスペインや、 当時のモロッコでは国内情勢が極度に混乱して 最も重要な問題はモ 3 і П ッ イギリスにとっては ۱۹ 口 諸国 ッ コとエジプトで 0 利害や野心 中でも 積極 モ モ

5 問題をめぐる英仏交渉の過程を論じることで、 かにすることである。 それゆえ、 ランズダウンとカンボンの会談が記述の中心となる。 いかにしてこの地域が二○世紀初頭に国際政治の焦点となったかを明

英仏協商に関する研究は膨大に蓄積されている。(4) ところが、 先述のように他の地域とは異なる意味合いを持ったモ

口 7 ッ 脚光を浴びており、英仏協商の観点から当時 コを切り取った研究は見当たらない。 モロッコは一九○○~一九一○年代にかけて二度のモロッコ事件の舞台と 0 É 口 ッコの位置付けを図ることには価値があると言えよう。

## 一 モロッコ問題の浮上

## ─ モロッコ問題の起源

なか に にアルジェリアの植民地化を開始し、一八九○年代から一九○○年代初頭 ほど注目されない北アフリカでも、オスマン帝国は撤退を余儀なくされた。その空隙を突いてフランスは一八三〇年 U  $\exists$ ッパ国際政治では、 ところが、一九世紀に入るとオスマン帝国の衰退の兆しが顕著に現れるようになった。こうして一九世紀 地 ī 中海世界の近代史を概観する上で圧倒的な存在感を見せるのが、 ったものの、 口 ッパへ進出したオスマン帝国は、 ヨーロッパ諸国としてはオスマン帝国との力関係を考えれば、うかつに干渉できなかった。 いわゆる「東方問題」が焦点となった。バルカンや中東に比べて「東方問題」 北アフリカでも広大な地域を支配下に置いた。 オスマン帝国である。 (以下では世紀転換期と表記する) にかけて、 モロッコはその支配を受け バ ルカン半島を足掛かり の観点からはさ 0  $\exists$ 

外国人に対する免税特権や治外法権の付与を迫られる側面もあった。 それぞれ締結された。 デンマークとの通商協定を皮切りに、 周辺地域への帝国主義的な進出が進む一方で、モロッコ このような協定によって拡大した貿易から得た関税収入はモロッコ 一九世紀半ばにかけて同様の協定がイギリス、スペイン、 への経済的な進出も進んでいた。一八世紀半ばに結ばれ の国家財政を支えていたが、 フランスとの 間

北西アフリカに広大な植民地帝国を形成した。

が :激化した。こうしてモロッコでは世紀転換期にかけて政府が統治能力を喪失したため、 1  $\exists$  $\exists$ 1 ] П 口 ーツパ ッパに近接するモロッコの不安定化を阻止しようと、各国が我先にと進出を図るようになったのである。 諸国が軒並み直面したように、改革は財政破綻と対外債務の累積を招き、国内では排外運動と反政府 . 諸国による進出の圧力を受けたモロッコは、 近代化によって対処しようとした。ところがこの時期 戦略上の要衝であると同 の

非

# モロッコにおけるイギリスとフランスの立場

岸部が他の列強の支配下に入ることに対して、強い懸念を示した。ジブラルタルの周辺に他国の強力な海 望んだ。一九○三年のモロッコの貿易額にイギリスが占める割合は四○%を超え、 に繋がる。 ることは認められなかったのである。この点は、協商交渉の中でイギリスがモロッコ沿岸部の中立化を主張したこと それゆえフランスやスペインと同様に、モロッコの安定はイギリスにとっても重要だった。イギリスは ンはもちろん、フランスの三一%(アルジェリアの対モロッコ貿易額を含む)をも凌駕していた。そのためイギリスは(タ) ス本国からエジプト、インドへ至る「帝国の道」の要衝であり、まさに大英帝国の存亡に関わる戦略拠点であった。 イギリスのモロッコにおける関心は、ジブラルタル海峡の安全保障と通商の自由に大きく分けることができる. モロ これらの国々の中でもイギリスは、 一七一三年にジブラルタルを獲得したイギリスは、この地を海軍基地として整備した。ジブラルタル海峡はイギリ コの最大の貿易相手国であったイギリスは、 また、ジブラルタルを囲むスペインとの関係も、 フランスやスペインのようにモロッコに領土を有しているわけではなかった。 排他的な勢力圏の確立よりも自由貿易が維持され 交渉の中では常に考慮されることとなった。 一〇%に満たないドイツやスペイ モ 軍が存在 П ッ Ĵ の す 沿

イギリスには内政改革や借款

によ

交渉の過程で通商上の利益が尊重されることを強く求めたのである。

フランスやスペインのように領土や勢力圏を持っていなかったとはいえ、

また、

とが窺える。

事実上の最高司令官となっていた。 る や鉄道の敷設に関してイギリス政府と交渉しており、 在 は モ 口 口 ッ ギリスが宮廷に影響力を及ぼす上で役立った。 コへの影響力があった。 例えば、 マクリーンはスルタンの依頼によって、 スルタンの軍事顧問として活躍していたマクリーン イギリスとスルタンを結び付ける強力なパイプになっていたこ 若年のスルタンから絶大な信頼を受けた彼は、 一九〇二年秋にイギリスを訪問して借款 (Kaid Maclean) モ 口 コ の 軍 存

and the missing piece in France's North African Empire)」だったのである。それゆえフランスは、 てモ 唯 これらの国々はモロッコの将来を左右するほどの影響力を持っていたわけではなく、本稿では紙幅の都合上割愛する。 5 文字通り進出していた。交渉相手であるフランスについては本節で引き続き述べ、スペインやドイツの立場につい 殊な立場にあったと言える。このようなイギリスの異質な進出に対して、フランスやスペインは領土や勢力圏を持ち、 する影響力を持っていた。すなわち、 は適宜触れることとしたい。 ぬ関心を抱いていた。 本節で論じたように、イギリスはモ 一といっても良い例外がモロッコであった。歴史学者テイラー(A.J.P. Taylor)の言葉を借りれば、 フ ロッコとは 、ランスは先述のとおりアルジェリアを領有し、北西アフリカに広大な植民地帝国を築いていた。 「アル ジェリアの無秩序な隣人、北アフリカ植民地帝国の欠けた一片(the anarchic neighbour of Algeria, 他にイタリアやロシア、 大きな貿易額とマクリーンを通したスルタンとの直接的な繋がりによって、 П ッ コの 周辺に領土を持つフランスやスペインとは異なる形で、 アメリカもモロッコに対する関心を抱いていると考えられたが、 モロッコに対して並々な フランスにとっ ところが、 この地域に対 特

にとって好ましくない状況であった。 が発生しており、 節で述べたようにモロ 情勢は悪化の一途をたどった。さらにファショダ事件を経て、 ッコが不安定化したことは、 アルジェリアの国境地帯ではフランス人がモロ テイラーの言う「北アフリカ植民地帝国」 フランス議会ではアフリカ・ ッコ側の部族民に襲撃される事 を抱えるフラン 口

件

すことの方が多かったと言える。

ビーの活動が活発化し、モロッコへの関心を強めていた。(空)

国に優越した立場を確保することが必要だった。さらに、 このようにアルジェリアを領有するフランスにとっては、 ファショダ事件で煽られた植民地主義的な野心を満たす必 モロ ッコの安定に加えて、 領土の併合を伴わなくとも他

要もあったのである。

## 三 英仏協商とモロッコ

# ○ 英仏間の緊張緩和とモロッコ情勢の悪化

歴史的には必ずしも良好な関係を保ってきたわけではなかった。むしろ、二〇世紀初頭までは互いに最大の敵と見な 今でこそドイツを含めた三国の協調によってヨー 口 ッ パ の国際政治を主導しているイギリスとフランスであるが、

事件では、 イギリスにとっては、南下政策を進めるロシアに加えて、 口 ッ コ情勢が急速に不安定化し、 両国軍が現在の南スーダンに位置するファショダで対峙し、 ヨーロッパ諸国による介入の可能性が高まったのである。 フランスが最大の敵だった。特に一八九八年のファショ 一触即発の危機となった。このような中でモ ダ

世紀転換期にかけて、イギリスとフランスの間の懸案事項は植民地をめぐる様々な地域での対立であった。

当時の

Française)(parti colonial あるいは groupe colonial) フ アショダ事件後のフランスでは、 は月刊誌を刊行して世論の啓発を試みた。一八九八年には、 というグループが成立したほか、 徐々に植民地政策や外交政策が政治論議の中心を占めるようになり、 フランス・アフリカ委員会(Comité de l'Afrique かねてから植民地主義者として活躍していた 植民地派

形成を試みた。

デル 束縛を受けずに広範な行動の自由を得たデルカッセの強い指導力の下で、 、カッセが外相に就任した。フランス政界がドレフュス事件や政教分離をめぐる対立で混乱する中、 フランスはモロッコに関する国際的な合意 議会や閣 僚の

既成事実を認めることが基本的な路線となったのである。(空) る内容の植民地協定を締結したいと考えていた。こうして両国間では、イギリスがフランスのモロッコに を認める一方で、 デルカッセの外相就任によって影響力が頂点に達した植民地派は、 フランスがモロッコにおける現状維持を尊重すると同時に、イギリスによるエジプトの占領という イギリスとの間でエジプトとモロ ッコを取っ おける優越 引す

考えを変えてイギリスとの交渉を進めるかの選択を迫られた。 権交代によって合意は反故にされてしまった。そのため、 フランス側もスペインとの交渉を優先させた。一一月には両国間で合意が成立したが、 あると考えていた。ランズダウンは会談の内容が「極めて重要であり、閣僚に諮らなければ回答できない」と答えた。 タンジールに限られ、 ボンは、フランスのモロッコにおける利益を強調した。他方でイギリスの利益は、彼の見解では大西洋沿岸の貿易港 会談である)の中でモロッコに言及し、翌月からは本格的な議論が開始された。八月六日に行われた会談の中でカン(ミヒ) ただしこの会談以降、 休暇が終わった後も教育法案などの審議が優先され、 九〇二年七月二三日にはカンボンがランズダウンとの会談 しかも「純粋に経済的なもの」であった。そこで、この港を国際的に開放するのが最善の策で 英仏間の交渉は停滞した。その理由は大きく二つある。 デルカッセはスペインの考えが変わるのを待つか、 英仏関係に取り組む余裕がなかったことである。第二に、(三) (以下断りのない場合、会談とはランズダウンとカンボ 第一にイギリス政府が夏季休暇に入 後述のとおりスペインでの政 自らの ンの

を阻止するために積極的に介入すれば、反乱をモロッコへの進出に利用したと見られかねなかった。そこでデルカッ 九〇二年の秋から年末にかけて、 モロッコではスルタンに対する反乱が激化した。 フランスとしては、

たのである。

立していることを確信した。こうしてモロッコに関する交渉がイギリスとフランスの間で進められることとなったの ない」という回答を得た。これによってランズダウンは、フランスとイタリアの間で既にモロッコに関する合意が成 ここでランズダウンは 置いていると述べた。ランズダウンはイタリアのモロッコにおける権益に言及したが、「イタリアは何の権益も持た た場合には セはイギリスへの接近を強めた。彼の指示でランズダウンと会談したカンボンは、 「利害を持つ国」 「利害を持つ国」という言葉の意味するところを質し、大使は躊躇せずドイツの排除を念頭 のみが参加すべきであり、「干渉を過度に国際化することは誤りである」と主張した。 モロッコへの干渉が不可避になっ

# 〕 交渉の開始と両国の基本的な立場

カン でもモロッコとエジプトを関連づけて交渉すべきだという議論が為されるようになった。 論 いた。しかし今回の航海には彼にとって特別な意味があった。 0 この年の三月、 ボンに歓迎された。フランスでイギリスとの間の相互理解が深まることへの期待が強まると同時に、 |動向に敏感なチェンバレン植民地相がドイツとの同盟の希望を捨て、フランスとの関係改善に転向したことは 九〇三年に入ると、イギリスは明らかに英仏関係の改善へと舵を切った。 イギリス国王エドワード七世(King Edward VII)は毎年恒例の地中海でのクルーズを間近に控えて 航海からの帰路に、 特に世論への影響力が大きく、 フランスを訪問しようと考えてい イギリス側

植民地派にとっても交渉を進めるきっかけとなったのである。 流暢なフランス語での演説は彼らの感情を一変させた。彼のフランス訪問は英仏両国で高く評価され、 デルカッセや

五月初めにパリを訪問した国王に対して当初パリ市民は罵声を浴びせかけたが、

国王の社交的な態度や

七月に入るとフランスのルーベ (Emile Loubet) 大統領の返礼訪問に随行するデルカッセが、 七日の午前中にラン

ウンとの会談を取り付けた後は、チェンバレンとの会談の調整に奔走した。(%) プだと考えられていた。そのため、 ズダウンと会談することが決まった。 カンボンはデルカッセとイギリス政府要人との会談を次々と手配し、ランズダ デルカッセの訪問は英仏間の交渉がより重要な段階へ進むために必要なステッ

あっ た。 務めた経験があり、 受けた。 ランズダウンとデルカッセの会談のいわば地ならしが行われたこの時期に、 アルジェリアを基盤とするこの有力政治家は、一八八九~一八九二年にかけて海軍・植民地省で政務次官を ちょうどイギリスを親善訪問していた、フランス国民議会のエティエンヌ 英仏協商締結への大きな原動力となった植民地派の指導者でもあった。(※) カンボンは予期せぬ人物からの支援を (Eugène Étienne) 副議長 で

談 切り、 モ rehearsal)」であり、 の最後に、 たのに対して、ランズダウンも彼の協定に対する熱意とモロッコ問題に関する穏健さに感銘を受けた。そして会談 は和やかな雰囲気で進んだ。エティエンヌが英仏の間には真に重要な相違点はなく、今こそ協調すべき機会だと述 口 ッコを併合する意思はないと述べた。ランズダウンもフランスのモロッコにおける特別な立場に理解を示し、 H アルジェリアを支配しているためにフランスはモロッコにおいて支配的な立場を持たなくてはならない一方で、 エティエ エティエンヌは重要なテーマに言及した。 協商交渉で取り上げられた全ての論点がこの会談の議題となった。まずはエティエンヌが口 ンヌはランズダウンとの会談に臨んだ。この会談はまさに協商交渉 の 「舞 台稽古 .火を

だけでなく、 なくともエティエンヌのような影響力のある人物 る強い影響力を利用して、 れる手段だ」と説いた。さらに彼は、 彼は 3 1 ū フランスの同盟国であるロシアも巻き込み、台頭著しいドイツを抑止する手段としての意味合いが強 ッパの平和に対する最大の脅威はドイツであり、 ロシアとの間の問題から解放される」という考えを明かした。このようにフラン もしこのような相互理解が実現すれば、 -にとってイギリスとの協商とは、 英仏間の相互理解だけがドイツの野心を封じ込めら イギリスは 両国間 「フランスのロシアに対す の関係改善をもたら 少

地

派を中心に広まっていた。

日

の両国外相会談の内容をエジプトの

に伝え、

意見を聴取した。これに答える中で、

·ギリスは遅くとも一九〇〇年にはこのような植民地派の考え方と、その勢力の拡大を把握していたため、(S)

「事実上の支配者」と言われたクローマー伯爵

(Evelyn Baring, 1st Earl of

七月七

イギリスはモロッコにおいて譲歩すべきであると論じた。

要であることを明言して、 ッコ以外にも両国間の様々な問題について議論を交わした。デルカッセはフランスにとってモロッコ問題が最も重 七月六日には、 ル (ーベー行がイギリスに到着した。翌七日にはデルカッセがランズダウンと予定通り会談し、 フランスの政策がイギリスによって妨害されない保障を望むと伝えた。 最終的に二人は、

モ

|両国間の相違点が必ずしも調整不可能なものではない」という点で一致した。こうしてランズダウンとデルカッセ

か

ったと言える。

に が一八八二年、アレクサンドリアでの暴動に対してイギリスは単独で介入し、エジプトを実質的に保護国化した。 「スルタンの権威が低下してモロッコが混乱する中で、イギリスがフランスの政策を妨げない」という保障を求めた。 れに対して、財政の共同管理から排除されたフランスは不満を抱いていたのである。そこでフランスでは、エジプト 七○年代からエジプトでは財政状況が極度に悪化し、英仏両国によって財政が管理される事態に陥っていた。ところ ロッコと接していることから、この地域の現状維持を強く望み、列強の進出を警戒していた。そのためフランスは、 の外相会談を経て、 おける権益を放棄する代償として、 この目的のためにフランスが採った戦略が、エジプトとモロッコを一体として交渉するという方法であった。 では、 両国はモロッコに関して何を求めたのか。フランスは、 両国の間で協商に向けた交渉が本格化した。(※) モ ロッコにおける行動の自由をイギリスに認めさせようとする考え方が、 自国の支配下にあるアルジェリアが長い国境線 植民 でモ

彼はエジプトにおけるフランスの譲歩に対する代償として、 クローマーの考えではモロッコの現地政権がいずれ崩壊す 277

らも、

た。そのためクローマーは、 政に介入する意思がなく、 る のは不可避であり、 「フランスのモロッコにおける行動の自由を認めることが最善の策である」と結論づけたのである。(※) ランズダウンが外相会談で提示した三つの条件 問題はモ スペインにはその力がない現状では、 モロッコにおける譲歩に対して釣り合うエジプトにおける譲歩をフランスから引き出 ロッコがどの列強の勢力下に入るかということであった。 (詳細は後述) をフランスが満たすことが必要であるとしなが モロッコはフランスの勢力圏に入る可能性 イギリスには モ 口 が ッ コ の か す 内

が に関してフランスが配慮する限りにおいて、イギリスはモロッコにおけるフランスの優越を認めるという大枠で交渉 進められることとなった。 相会談以後、 両国の間ではモロッコとエジプトに関する議論を一体として進め、 次節からは、三つの条件を個別に検討する。 イギリスが提示した三つの条件

### $(\Xi)$ 沿岸 部 の中立化

る 仏間の交渉でも、 とって勢力圏を確立したい地域であり、 た各国が進出する可能性が浮上してい でスペインが弱体化した隙を狙って、 力な海軍が存在すれば、 口 ッコの沿岸部 イギリスの危惧を裏づけるかのように、 「帝国の道」に対する脅威となり得る。 E 口 コに関する交渉においてイギリスが第一の条件としたのが、 が他の列強の支配下に入ることは容認できなかった。(※) この地域の扱いが最大の焦点になったのである(3) イギリスが領有するジブラルタルが脅かされるばかりでなく、 た。 モ モ 口 それゆえ、世界の海を支配するイギリスにとって、 世紀転換期のモロッコを取り巻く安全保障環境は動揺していた。 ロッコで政治的な混迷が深まったことは、 海軍戦略上の観点から、 ッコやその沖合の大西洋上に浮かぶカナリア諸島に戦勝国アメリカを含め モ 沿岸部の中立化であった。この地域に列 口 ッコ周辺はイギリスだけでなく様々な列強 各国に進出の機会を与えた。 イギリス本国からイ 戦略的な価値 米西 ンド の 高 強 戦 の 英 争 至 強 モ

での行動にあると信じるデルカッセにしてみれば、 得し、アドリア海を通って地中海ヘドイツが進出するという筋書きも、 遠洋航海を行うためには石炭の補給地が必要であり、 ツの野心を懸念していた。衰退の兆しを見せつつあるオーストリア=ハンガリー帝国を併合して良港トリエステを いるとされた。 他方で自国を地中海国家と見なすデルカッセも、 とりわけイギリスの疑念を招いていた存在が、一九世紀末から「世界政策」を掲げていたドイツであった。 さらに 「帝国の道」や、 地中海西部に浮かぶバレアレス諸島に対してもドイツの野心が疑われていた。 可能性が低いとは言い切れなかった。 既にその東端にあたるオスマン帝国への影響力を強めていたドイ 外洋への進出を目指すドイツはモロッコに拠点を築こうとして ドイツ海軍の真の狙いが北海ではなく地中 獲

ボ 条件を満たすと述べた。この後ロンドンでは、ランズダウンとカンボン駐英大使が交渉を担うこととなるが、(空) こともあり、 5 的情勢の ギリス帝国にとって死活的な利益であるジブラルタル海峡周辺の現状維持を含めて、モロッコにおける政治 渉が始まる前から、 口 一大西洋まで広がるモロッコの沿岸線のどれだけの範囲を中立化するのかという点に置かれたのである。 ンはパリとロンドンを頻繁に往復して両外相の円滑な意思疎通に大きく貢献した。二九日の会談でカンボンは、「モ ッ 七月七日の英仏外相会談では、ランズダウンがモロッコ沿岸部に対するイギリスの関心を強調した。 コ沿岸を中立化する点において、英仏両国の利害は一致している」というデルカッセの見解を伝えた。また、 固定化でも両国は一致していた。このようにモロッコでの現状維持を大前提として、 この時の外相会談でもデルカッセは、フランスがタンジール周辺の中立化を検討することでイギリスの スルタンの政権が崩壊した場合には、イギリスはタンジールを占領するだろうと考えられてい 交渉の焦点は地中 両国間 的 での交 カン 海 イ 略 た

## <sup>1</sup> スペイン政府への配慮

(四)

英仏協商の交渉において、 イギリスはことあるごとにスペインの利益を重視しなくてはならないと主張した。 イギ

出できないスペインにとって、協力相手として二つの選択肢があった。

残った植民地を失った後、その不名誉を晴らす舞台として、この地域への関心を強めていた。(4) リスはなぜ、 インは古くからモロッコの地中海沿岸に領土を持っており、 交渉を進める上で譲れない第二の条件にしてまでスペインの利益を守ろうとしたのだろうか 米西戦争でキューバやフィリピンなどわず 独力ではモロッ コ へ進 か

演習を行ってイギリスを強く苛立たせていた。当然両国はモロッコに関して交渉できるような関係になく、((4)) するイギリスにとって、憂慮すべき事態であった。スペインは一八九八年から翌年にかけてジブラルタル近郊で軍事 リスへの感情は急速に悪化していた。これは、イベリア半島南端に三方からスペインに囲まれたジブラルタルを領有(45) 含んでいると受け止められた。戦争においてイギリスの支援を得られなかったこともあって、スペインにおけるイギ える状態だった。 第一の選択肢は地中海沿岸への関心を共有するイギリスであったが、 米西戦争のさなかにチェンバレンがアメリカとの同盟を提唱したことは、スペインに対する敵意を 当時のイギリスとスペインの関係は最悪と言 スペイン

意が成立した。 がイタリアとの交渉も同時に進めていたためになかなか進まなかったが、一九○二年九月までには両国間で大筋の合 は第二の選択肢であるフランスとの提携を選んだ。 九〇一年八月から既にモロッコで勢力圏を構築している仏西両国間で交渉が開始された。この交渉はデル ッ セ

告書の中でカンボンは、 インは、 ことさらイギリスと行動を共にする意向を強調した。結局スペインは第一の選択肢に回帰し、 の ところが同年末にスペインで政権交代が起きたことで、 「配慮を求め、 モロッコにおける現状維持という点で協力を深めていく。ランズダウンはデルカッセとの会談の中でスペ デルカッセもスペインとは緊密な連絡を取り合っていると応じた。七月二一日付のデルカッセ宛報 イギリスがドイツのモロッコへの介入を恐れており、フランスやスペインとのモロッコに関 モロッコに関する仏西協定は土壇場で覆された。 以後イギリスとスペ 新政 イン 権は

に

た上で、三国の共同宣言として発表すべきであると論じている。 (49) する協定を望んでいると述べた。その上で、まず英仏間で非公式な覚書を交換してから、 スペインの同意を取り付け

があると感じていた。このように、フランスとスペインの間で交渉される可能性もあったモロ での政権交代によって英仏間の議題となり、イギリスはスペインとの関係を維持するために、 も取らない」点で一致した。ランズダウンは、英仏間交渉にスペインが疑念を抱かないように細心の注意を払う必要 提供されると同時に、 八月からは本格的な交渉がスタートし、五日の会談ではカンボンからフランスとスペインの交渉についての情 両者は「スペイン政府に知らせずに、またその満足を得ずに、モロッコにおけるいかなる行動 交渉の中でスペイン政 ッコ問題は、 スペ イン 報 が

## 通商上の権利の尊重

(五)

府

の配慮を強調したのである。

と言える。 であった。 交渉過程においてイギリスが提示した三つの条件のうち最後の点が、 イギリスがモロッコの貿易において最大の比率を占めていたことを考えれば、この点を強調するのは自然 モロッコにおける通商の自由を維持すること

だと考えられていた。また一九〇三年の年頭には、駐スペイン大使が「イギリスはモロッコが貿易に開かれているこ 一九○○年代イギリスのモロッコに対する関心の中心の一つは貿易であり、 タンジールは国際的に開放されるべき

of Trade) 通商の自由には一切問題ない」と応じた。この外相会談で示されたフランス側の見解は、 このようなイギリスの要望に対して、外相会談でデルカッセは「フランスがモロッコでの優先的な地位を得ても、 に提示され、 八月には商務省からモロッコの貿易に関する文書がサンダーソン (Thomas Sanderson) 外務省から商務省

П

活 関するものと、 動が最恵国待遇を受けるようになった点が確認された。また同じ年に結ばれた一般条約によって、 ・コ各地の港に領事館を設置し、自国民に対して領事裁判権を行使することも認められていた。(ミム) の覚書では、 モロ 一八五六年にイギリスとモロッコとの間で締結された通商航海条約によって、 ーッコの貿易統計に関するものであった。 (3) イギリス人の イギリ Ź 通 商

務次官に送られた。この文書は三つの覚書から成り、そのうちの二つがモロッコにおけるイギリスの通商上の権利

九〇 ている点が強調された。このようにモロッコに対する経済的進出が最も進んでいたイギリスは、 易量のうちイギリスが四五%前後、 なかったが、 口 ていた。そしてこのメモランダムでは、 ッコを保護国化したとしても、 第二のメモランダムでは、 一年の モ ロロッ 商務省は各地の港に駐在する領事からの年次報告書を基に、一八九六~一八九八年、及び一八九九~一 コの輸出入量と同国の港を利用した船舶による輸送量を算出した。これによると、(§5) モロッコの貿易の動向が論じられた。当時モロッコの貿易に関する公的な統計 通商の自由が認められることを強く望んだのである。(56) フランスが二〇%強、 貿易量だけでなく海運会社の進出でも、イギリスが他国を圧倒的 ドイツが一○%強を占めており、スペインが八~九%で続 フランスが仮に モロ ッコの総貿 に上 :は存 在 回 モ 0

けられる。 よる後者の占領を認めるという大きな枠組みが成立した。 談ではモロ 別な地位を認める一方で、 スが前者におけるフランスの優越を三つの条件が満たされる限りにおいて認める代償として、 以上本章で見てきたように、 七月末にデルカッセとの議論を終えてロンドンに戻ったカンボンは、「イギリスがモロ 次章では、 ッコが中心議題となり、 協商の締結に向けた交渉過程を論じる。 フランス政府は通商の自由が尊重されることを宣言する」ことを提案した。 モロッコに関する交渉はエジプトに関する交渉と一体のものとして進められ、 これらの三つの条件について、フランス側の全面的な同意が再確認された。 一九〇三年八月から本格化した交渉は、 ッコにおけるフラン フランスはイギリスに 翌年の三月まで続 八月五日 スの特 ・ギリ の会

iz

# 四 英仏協商の締結とその影響

### 一 交渉の停滞

な協定案をカンボンに提示 月末まで中断していた。 ていたものの具体的に沿岸部のどの範囲を中立地帯として、 関して原則 八月に本格的な交渉を開始して間もなく、 前章で見たように、 的には合意していた。 英仏協商の交渉はイギリス側が提示した三つの条件を中心に進められた。 中断期間を経て一〇月一日には、 した。 た。 5 しかし唯一モ 夏季休暇と帝国特恵関税の導入をめぐる閣内の対立によって、 口 ッ コ沿岸部の戦略的 閣僚の了解を得たランズダウンが非公式に、受け入れ 戦略的な利用を禁止するのかという点で相違があった。 利用に関しては、 これを禁止する点では一 両国は全ての条件に 交渉 致し 可 は 九 能

な範囲 海沿岸のア たフランスの見解とも一致していたが、 で の の条件を再確認した。 この中でイギリスは、 **、範囲を指定するよう主張した。** であり、 ルジェ 両 国 リアとの国境からジブラルタル海峡を経て、 0) 衝突は避けられ この協定案ではスペイン政府 モ ロッコにおけるフランスの優越を認めつつも、 これはフランス側 なかった。 問題はモロッコ沿岸の中立化であった。 が への配慮と通商上の権利に関しては、 水める カサブランカの南方に位置する大西洋岸のマ 「タンジー 七月の ル周辺の中立化」と比較すると非常に大き この問題に関してイギリスは、 両国外相会談におい 概 ね従来の協議で示され て提示され ザ ガ た三 地 ン 中

は協定案に対して概ね同意したが、

フランスのエジプトでの譲歩とイギリスのモ

口

コでの譲歩の不均衡を指摘

の協定案を提示されたカンボンは本国

へ一時帰国

デ

ルカッ

セと対応を協議

ッしった。

七日

の会談では、

カン

ボ

た

のに対して、フランスは既存の権益を重視したと言える。

これに対してランズダウンは、「そもそもエジプトにおけるイギリスの地位は既に確立されているが、 コにおいてこれから地位を確立しようとしている」と述べた。それゆえ、 モ ロッコにおけるイギリスの譲 フラン 歩が ス は モ //\

論が協定を受け入れないと考えたのである。モロッコとエジプトの取引においては、イギリスが既存の地位を重視し 権 さくなるのはやむを得ないと考えていたのである。(部) E 口 方フランスの視点では、既に勢力が確立されているか否かという点は問題ではなかった。 を放棄させようとしているように見えた。カンボンは、 コにおいて現時点では何も得ていない一方で、エジプトにおいてフランスが既に得た物 他の地域での代償を得られない限り、 すなわち、 この条件では世 財政の共同 ・ギリ 管 ス 理 は

ジブラルタル海峡から半径五○○マイル以内の現状維持を保障するという妥協案を提示した。(⑻) 大西洋に注ぐセブ川右岸までの範囲を指定した。これはイギリス側の希望よりも狭い範囲であったため、フランスは 0 ·配慮に関してはイギリス案に同意した。他方で中立地帯に関しては、 ○月一日のイギリス側協定案に対する回答は、 同月末に届いた。この中でフランスは、 地中海沿岸のメリリャ 通商上の権利とスペ から、 ラバト北方で イン

タンの政権が崩壊すれば、 し た。 65 妥協案では、 度にわたってデルカッセと議論したが、イギリス案の受け入れは困難だった。 一二月九日に行われた会談では、 異議を唱えた。 ズダウンが一○月末のフランス案で示されたジブラルタル海峡周辺の半径五○○マイル以内で現状を維持するという 一一月一九日には前月末のフランス案に対する回答が提示され、イギリスはフランスが提示した中立地帯 ラバトにはフランスが持つ鉄道の重要な駅があり、 規定される範囲が広すぎると難色を示した。 すなわち、 セブ川よりも南方のラバトまで中立地帯を拡大することを求めたのである。(®) ジブラルタル海峡周辺に広がる中立地帯はその地理的な位置からスペインの支配下に入る この都市を勢力圏にとどめておく必要があった。 一方カンボンは、ラバトを中立地帯に含むことに強く反対 カンボンは二 Ó ラン 囲 に

ある。

は、 と見られていたからである。それゆえ、 中立地帯に含めなければラバトがフランス海軍の拠点になると恐れていた。(⑸) フランスにとってラバトの中立化は受け入れ困難だった。<sup>(g)</sup> 一方ランズダウン

事態となったのである。 形で進んできた交渉が、 割譲を頑なに拒んだ。妥協点を見いだせないまま一九○四年の年明けを迎え、一月半ばにはカンボンが 求め、 ある。 ŧ, 英仏協商交渉で議論された中では最も重要な問題だったとすれば、最も交渉が難航(8) 0 |神聖な条約上の規定として享受してきた権利の放棄は感情的な性格を帯びた」。それゆえフランスは領土的| 研究もあるため詳述は避けるが、 おけるフランスの漁業上の権利の放棄とそれに対する領土的補償に関する問題であった。この問題については 以上のように、 「フレンチ・ショア(French Shore)」と呼ばれる沿岸部において認められたフランス人の漁業権に関する問 フランスの植民地に三方を囲まれたガンビアの割譲を要求したのである。これに対してイギリスはガンビアの イギリスはこの特権を放棄させたいと考えていた。この問題は合理的に言えば極めて些細な問題であ 一九〇三年末にはモロ 現在議論している問題に関して挫折すれば非常に不幸だ」と述べて、 簡単に言えばニューファンドランド島が一八世紀の初めにイギリス領となった後 ッコ問題は中立地帯の範囲をめぐって暗礁に乗り上げた。 したのはニューファンドランド 交渉の決裂を示唆する 方、 「満足できる この 0 補償をも たが、 間 題で 最 題 島 が 新

四 島 年初 の 以上のように 漁業権の放棄とそれに伴う領土的 めに は モロ 最重要課題のモ ッコ問題は具体的な中立地帯の範囲をめぐる相違を残すのみとなったが、 口 ッ コ とエジプトの取引がほぼ成立した一方で、 補償に関しては、 英仏間で妥協を探ることさえ困難であった。 協商交渉は決裂の危機を迎えたので ニュー こうして一九〇 ファンドラ

体何が交渉を進展させたのだろうか。

### 二 交渉の加速

ところがこの会談からおよそ二か月半後の四月八日に、 英仏協商は調印される。一月下旬から四月初めまでの間

彼は「ここで交渉を決裂させることは災難に他ならない」とランズダウンに警告した。(ほ) 支持していた。一月二〇日にフランスの総領事から協力を求められたクローマーは、 イギリスのエジプト支配をフランスに認めさせることの重要性を誰よりも強く認識しており、 に、 フランスはクローマーを通してイギリスに対して圧力を加え始めた。 クロ | 可能な限り尽力すると応じた。 1 マーはエジプト総領事として、 当初から協商の締結を

ない。 早急に協商交渉を妥結させる必要が生じたのである。 ない決意を固めていた。 もう一つの要因は、極東情勢の急激な悪化であった。一月半ばになると、 しかも日清戦争の時と同じように、 両国が開戦すれば、互いの同盟国であるイギリスやフランスも戦争に巻き込まれるかもしれ ロシアとフランス、ドイツが連携する可能性もあった。イギリスとしては 日露両国は列強からの調停案を受け入れ

シアが戦争に忙殺されてヨー デルカッセは自らの外交戦略が崩壊したと感じ、 集中するあまり極東情勢を楽観視していた彼が事態の深刻さに気付いた時には手遅れで、 るスペイン、 善に繋がることを望んでおり、これに三国同盟から距離を取りつつあるイタリア、 他方でデルカッセにとっても、 さらにイギリスと同盟を結ぶ日本を加えた六か国が連携する世界観を描いていた。 口 ッパで存在感を発揮できない状態では、 日露戦争の勃発は非常に不都合な事態だった。 激しく憤ったとされる。 イギリスと協力する以外に選択肢はないと判 しかし彼はすぐに落ち着きを取 彼は英仏関係の改善が英露関 フランスの影響力が強まりつつあ 事態の収拾は不可能だった。 イギリスとの交渉 戻し、 の 改 13

ガンビアしかありえない」という主張を繰り返すカンボンとの溝は深いままであった。(テン) が周囲を取り囲む地域を植民地化する以前からの領土であり、 月下旬に行われた会談の時点では、 日露戦争が勃発した二月になっても、 両者の主張は従来通り平行線をたどった。イギリスでは、 ニューファンドランド島での漁業権に関する一連の問題は解決しなかった。 割譲できないという意見が強かった。「適切な補 ガンビアはフランス

この決定が三月一日に閣議で承認されたことによって、交渉を決裂寸前まで追い詰めたニュー れ、三月中旬から交渉の中心は再びモロッコに戻ったのである。 けるフランスの漁業権放棄と、 結局二五日にランズダウンが、フランス側がガンビアの代わりに要求したギニア沖に浮かぶロ この後も様々な代替案が提示されるが、両国の意見が妥協点を見いだせないまま二月も下旬に差し掛かってい 領土的補償に関する問題が解決した。そこでようやく他の問題を議論する余裕が生ま ファンドランド島 ス諸島の割譲 城に同意し、 にお 12

確な理由は明らかではないが、漁業権をめぐる問題が解決したことで交渉が勢いづいたのかもしれない。こうしてモ てランズダウンは、「ラバトを中立地帯に含めるべきではないというフランスの主張に同意した」。この方針転換の 口 三月一一日の会談でカンボンは、 ッ コ 沿岸 の中立化をめぐる問題もあっけなく解決し、三月中旬にはデルカッセにイギリス側の協定草稿が提示され ラバトの中立化に関する問題がまだ解決していないことを指摘した。これに対 É

めた ラン 解決にとって最も重要な要素がスペインの政治的・ 要塞も定められた中立地帯に建設せず、 ス政府が自由貿易原則を完全に尊重することを約束し、 (通商の自由)。 ロッ コに関する草稿は、 第三条では、 ジブラルタル海峡における自由な航行を保障するために、 五条から成っていた。 また他国による建設を認めないとした 領土的関心であるとして、フランスとスペインの間での合意形成 イギリス産品がフランス産品と同等の待遇を受けると定 フランスの優越を認めた第一条に続 (沿岸部の中立化)。 両国は いて、 第四条は、 いか 第二条では なる陸海 間 題 軍 0

政府は圧力をはねのけ、

案との基本的な相違点はなかった。交渉が最終盤に差し掛かった三月下旬にかけて、 よって協商 三月二一日に、 の成立が危ぶまれたが、 カンボンによって示されたエジプトとモロッコに関するフランス側協定草稿でも、 ランズダウンの強い態度とモンソン駐仏大使の巧みな外交手腕によってフランス フランス漁業界からの イギリ え側 圧力に 協定

四月六日には最終的な文言に関して合意が成立したのである。

を求めた (スペイン政府への配慮)。

### 三 英仏協商の締結

討したい。 以下では本稿の焦点となる②のうちモロッコに関する条項について、イギリス側が挙げた三つの条件に沿った形で検 4 ニューファンドランド、 こうして一九〇四年 マダガスカル、ニューヘブリディーズ ·四月八日、 西アフリカ、 イギリス外務省の一 中央アフリカに関する協定、②エジプトとモロッコに関する共同宣言、③シャ (現バヌアツ)に関する共同宣言の三つから成る、 室においてランズダウンとカンボ ンが調印したことで、 英仏協商が成立した。

インの占領下にある地中海沿岸にはこの条項を適用しないという但し書きが付け加えられた。 間で合意に達したように、 まずモロ から大西洋沿岸のセブ川右岸までの範囲にいかなる要塞や戦略拠点の建設も認めないと明言した。 ッ コ沿岸部の中立化に関しては、 ジブラルタル海峡の自由な航行を保障するために、 第七条で保障された。ここでは、三月一一日にランズダウンとカン 地中海沿岸のメリリ なお、 (同市は除 ボ ス

の経済活動を対等に扱うと規定された。 れない限り、 の自 由に関 五年ごとに延長される仕組みであった。 しては、 第四条でその完全な尊重が宣言され、 この条項は三○年間の期限付きであっ 具体的には両国が たが、 エ 期限 ジプトとモ の 一 年前までに破棄が通 口 ッ コ に お 相 互.

ランスは、息をつく暇もなくスペインとの交渉に向かうのである。<sup>(8)</sup> に対する同意を拒否した場合でも、英仏間の協定は有効であるとされた。こうしてイギリスから合意を取り付けたフ は に対しても、 なくなった場合には、 ペインに委任することが定められた。以上は草稿の内容を踏襲していたが、協商においては締約国ではないスペイン スペインの利益に特別な配慮を示すことが宣言された。 スペイン政府との関係については、 協商第四条と第七条(前記) その協定の内容をイギリスに通告することが求められた。 スペイン領であるメリリャやセウタの周辺を同国の勢力圏とすること、 第八条と秘密協定の第三・四条で言及された。まず公開された条項では、 の受諾が求められた。また秘密協定では、もしもスペインがこれらの条項 またフランスには、 秘密協定においては、 協商締結後にスペインとの間で協定を 中立地帯の行政権をス スルタンの権威が及ば 両国

交渉と細部への注意によって解決され、両国の争いに一応の終止符が打たれたのである。 承認され、イギリスによるエジプトの占領も認められた。時に困難な問題に直面しながらも、 このように、英仏協商ではイギリスが提示した三つの条件が満たされる形で、フランスのモロッコに 全ての議題が我慢強 お け る優越が

## (四) 英仏協商への反応と「三国協商」の成立

ラン 部 :の国粋主義者や強硬な植民地主義者などを除いて、協商に好意的な論調が大半を占めた。一一~一二月にかけてフ 英仏協商 ス両院は協商を批准した。 の締結は両国で熱狂的に歓迎された。 イギリスでは議会が満場一 致でこの協定を承認し、フランスでも一

カッセもこの目標に向けてフランスが英露間で積極的な役割を果たすべきだと考えた。「ル・タン またフランスでは、 シア大使が「ロシアも英仏協商を歓迎する」と述べた記事が掲載され、英露接近への期待はさらに高まった。 イギリスはロシアとの間でも同様の協定を結ぶことが可能ではないかという考えが広まり、 (Le Temps)」紙

13

は

口

ル

モ

ロッコを協商

への挑戦の舞台に選ぶのである。

ランスが英仏協商か露仏同盟のどちらかを放棄せざるを得ないと期待したがこの希望的観測は実現せず、ド ことで、ドイツは深刻に「包囲(encirclement)」の脅威を感じ始めた。 にもかかわらずイギリスとフランスが接近したばかりか、イギリスとロシアとの関係も好転する可能性が高くなった スが対露関係の改善を図る際には、フランスは両国を繋ぐ軸として便利な役割を果たすことができたのである。 (8) 各地で問題を抱えていた英仏関係とは異なり、英独両国は特定の地域において衝突しているわけではなかった。 して英仏協商は、 と考えていた。 他方で世紀転換期にイギリスとの関係改善に失敗していたドイツは、英仏関係の改善に不満を募らせていた。 実際にデルカッセは、英仏協商が露仏同盟と繋がることによって、フランスには追加的な安全保障がもたらされ 一方イギリスにとっても、 イギリス外交にとって一九世紀以来模索していたロシアとの関係改善を実現する第一歩となった。 英仏協商によって疑いなくロシアへの接近は容易になった。そしてイギリ 当初ドイツは、 日露戦争の勃発によってフ イツは こう る

5 カッ 交わされた。 張にはスルタンも同調し、フランスとモロッコの交渉は進展しなかった。六月には会議の開催に抵抗していたデル ドイツはモロッコにおけるフランスの立場を切り崩すべく、国際会議の開催に向けた行動を活発化した。ドイツの 事件)。この事件は、 スペインのアルヘシラスにモロッコやヨーロッパ諸国、 セが閣内で孤立して辞任に追い込まれ、フランスは国際会議の開催に渋々同意した。こうして一九○六年一月か 九〇五年三月三一日、 英仏協商に挑戦し、 ヴィルヘルム二世が突然タンジールに上陸してモロッコの保護者を自称した(タンジール 可能であれば破壊しようとする試みであると必然的に見なされた。この後 アメリカの代表が集まり、 モ ロッコ問題に関する議論が 主

ルム二世はニコライ二世と単独で会談し、 ドイツは モ 口 コで英仏協商を揺さぶると同時に、 極秘に同盟を締結した。これは露仏両国の離間を図る一方で、可能なら 東方では露仏同盟の動揺を企図した。一 九〇五年七月、 イル

る。

ば 何盟は 独露両国にフランスを巻き込んで、 独 露両国 [の政府の同意を得ていなかったため、 イギリスに対抗する大陸ブロックを形成しようとするものであった。(※) 直後に破棄された。

立. りに、 ジアに関する交渉が始まり、 Ļ その後口 ドイツは唯 従来から存在していた露仏同盟を通してロシアとの関係改善にも成功した。ここにいわゆる「三国協商 シアは、 の頼れる同盟国オーストリア=ハンガリー帝国への依存を強めたのである。 日露戦争中に傷ついたイギリスとの関係を修復しようとした。一九〇六年からは両国 翌年八月三一日に英露協商が成立した。こうしてイギリスは、英仏協商の成立を足掛 蕳 で中 央ア 成

### 五 おわりに

た 問題外だとして拒否している。 迎されたのも先述のとおりである。 められ、 これらの点から浮かび上がるのは、 七月二九日の会談で、「エジプトの問題を現時点では放置する」ことを提案したカンボンに対して、ランズダウンは はなかったという事実である。 まず、イギリスにとってモロッコ問題とはいかなる問題だったのかという問いに答える必要があろう。一九〇三年 英仏協商 少なくともイギリス側の史料を見る限り、 協商の条項に基づいてフランスとスペインの間でも協定を結ぶと定められた。 によってモロッコでは、 モロッコに関する交渉は、 エジプトとの取引材料となることで、 それでは、イギリスはモロッコに関していったい何を得たのであろうか。 語弊を恐れずに言えば、イギリスにとってモロッコ問題それ自体が重要なわけで スペインの勢力圏となった一部の沿岸部を除いて、 イギリスはモロッコに進出して領土を得ようとは考えていなかった。 エジプトに関する交渉と一体でなくてはならなかった。 モロッコ問題が際立った重要性を帯びたのであ イギリスで協商が熱狂的 大部分でフランスの優越 が ま 歓

E

ロッコの支配者が誰であれ、

この地域が動揺せずに現状が保たれることに尽きた。

入ることはやむを得ないと考えており、 フランスがイギリスによるエジプトの支配を認めることも必要であった。 岸部の中立化、 たマダガスカルやチュニスの二の舞は避ける必要があった きない点であった のうちで最も重要だと言っても過言ではないジブラルタルの周辺が他国の海軍に利用されないことは、 ンとの関係は悪化させてはならなかった(スペイン政府への配慮)。 国の権益に関する保障を求めたと言える。その中でも海軍戦略の観点から、 は、 イ ギリスはフランスとの交渉において何を求めたのだろうか。 スペ (沿岸部の中立化)。 そしてジブラルタルを三方から取り囲み、 イン政府への配慮、 現地政権の動揺に伴ってフランスの影響力が拡大することを前提とした上で、 通商上の権利の尊重 (通商上の権利の尊重)。 イギリスが何よりも求めたのは、 が重要であったことは明白である。 また、 もちろん、 イギリスはモロ フランスによる占領で通商が打撃を受け 当時のイギリスが持っていた海外拠点 モロッコにも関心を抱いているスペ 本論で詳述した三つの条件 ッコがフランスの勢力圏 それに加え 絶対に妥協で 沿

でカンボンは交渉が 出を排除する点で、 で扱った時期において、 に関する国際会議がマドリードで開催され、 つ自国とフランス、 ていたが、 それゆえイギリスは、 イギリスにとって野心にあふれるドイツが イ これに対してランズダウンは特に言及せず、 Ú モ ロッコに対する野心があると考えられていたものの、 イギリスとフラン スペインの三国でモロッコ問題を解決しようと考えたのであろう。 「利害を持つ国」 英仏両国はモロッコ問題を扱う国際会議を自発的に開こうとはしなかった。 モロッコに新たな勢力が進出して現状を乱すことを恐れた。 に限られるべきであると述べた。 スの思惑は一致していた。三⊖で触れたように、一九○二年末に行われた会談 3 モロッコに進出することは現状への挑戦に他ならず、 ロッパ の小国に加えてアメリカまでもが参加している。 事実上ドイツの排除を黙認したと言える。 特筆すべき権益を持っているわけではなか 彼は自身で明かしたようにドイツを念頭 だからこそ既に大きな権益を持 実は一八八〇年には 二二で述べ フランスとの協 新たな勢力 しかし本 モ たよ ツ 進 稿 コ

である。

ドイツ、さらには国内での権威回復を狙うスルタンの思惑が複雑に絡み合い、モロッコは国際政治の焦点となったの た。こうして、 解決しようとする英仏両国の思惑とは裏腹に、彼らの姿勢はモロッコに各国の視線を集中させる国際会議をもたらし ツは、タンジール事件を起こしてアルヘシラス会議の開催を迫った。皮肉なことに、モロッコ問題を現状維持勢力で スがイタリアにまで根回しを済ませていたにもかかわらず、自国には何の断りもなかったことに不満を募らせたドイ モロッコに関する現状維持勢力のみの交渉で生まれた秩序は、すぐさまドイツの挑戦を受けた。 モロッコの動揺を抑えて自らの権益を守ろうとするイギリスやフランスと、 海外進出の拠点を求めた フラン

商によってモロッコにおける現状の固定化を図ったのである。

- 1 Wilson (ed.), British Foreign Secretaries and Foreign Policy: From Crimean War to First World War (London: Wolfeboro, Thomas W.L. Newton, Lord Lansdowne: A Biography (London: Macmillan, 1929); P.J.V. Rolo, 'Lansdowne'
- 2 millan, 1969); Christopher Andrew, *Théophile Delcassé and the Making of the Entente Cordiale* (London: Macmillan, 1968). P.J.V. Rolo, Entente Cordiale: The Origins and Negotiation of the Anglo-French Agreements of 8 April 1904 (London: Mac-
- 3 1914 (Oxford: Oxford U.P., 1993) Rolo, Entente Cordiale, chapter 5; M.B. Hayne, The French Foreign Office and the Origins of the First World War, 1898:
- 4 eign Policy 1904–1914 (Cambridge: Cambridge U.P., 1985). Historical Journal, 10:1 (1967) pp. 89–105; K.M. Wilson, The Policy of the Entente: Essays on the Determinants of British For 特に重要な研究としては、Rolo, *Entente Cordiale*; Christopher Andrew, 'France and the Making of the Entente Cordiale'
- 5 れば、「ヨーロッパの瀕死の病人」と呼ばれたオスマン帝国の弱体化と解体過程に伴って発生した様々な問題の総称である。 君塚直隆 『パクス・ブリタニカのイギリス外交-―パーマストンと会議外交の時代』 (有斐閣、 二〇〇六年)、 七六頁によ

- 6 佐藤次高編『新版世界各国史八 西アジア史I』(山川出版社、二〇〇二年)、南村隆夫『モロッコ近代外交史、一八三〇― (勁草出版サービスセンター、一九八八年)。
- 7 mond-Wolff, 7 June 1899 G.P. Gooch and Harold Temperley (eds.), British Documents on the Origins of the War [BD], No. 308: Salisbury to Drum-
- 8 Ibid., No. 332: Durand to Lansdowne, 3 January 1903

son, The First Moroccan Crisis, p. 17.

- 9 Eugene Anderson, The First Moroccan Crisis, 1904-1906 (Chicago: Chicago U.P., 1930), p. 2.
- BD, No. 325: Lansdowne to Monson, 15 October 1902; ibid., No. 328: Memorandum to Maclean, 24 October 1902; Ander-
- A.J.P. Taylor, 'British Policy in Morocco, 1886-1902', English Historical Review, 66:3 (1951), p. 342; Christopher Andrew,
- 12 るアフリカ・ロビー、植民地派の活動については、Christopher Andrew and A.S. Kanya-Forstner, 'The French 'Colonial Par-'German World Policy and the Reshaping of the Dual Alliance', Journal of Contemporary History, 1:3 (1966), pp. 137–151. BD, No. 345: Durand to Lansdowne, 31 March 1903; ibid., No. 348: Lansdowne to Monson, 13 May 1903. フランスにおけ
- ty': Its Composition, Aims and Influence', Historical Journal, 14:1 (1971), pp. 99–128; L. Abrams and D.J. Millet, 'Who were the French Colonialists?: A Reassessment of the Parti Colonial, 1890–1914', Historical Journal, 19:3 (1976), pp. 685–725
- (13) Anderson, The First Moroccan Crisis, pp. 5-7 によると、一八八九年に設立されたこの委員会は、アフリカ問題に関する 強力な圧力団体となった。会員数は七○人と小規模だったが、議会や軍、官僚、学界や新聞界に人脈を形成していた。

Anderson, The First Moroccan Crisis, pp. 8-9; Rolo, Entente Cordiale, Chapter 4; Andrew, 'France and the Making', pp. 90-

- <u>15</u> Anderson, The First Moroccan Crisis, p. 7; Andrew, 'German World Policy', p. 138
- ランスはこの既成事実を認めなかった。ファショダへの遠征も、エジブトの動揺を意図していた。ファショダ事件後、フラン from the Sun King to the Present (New York: Knopf, 2007), pp. 142-144 によれば、イギリスによるエジプト占領後も、 スはイギリスの支配を認めるに至った。 Andrew, 'France and the Making', pp. 89-99; Robert and Isabelle Tombs, That Sweet Enemy: The French and the British
- 17 BD, No. 321: Lansdowne to Monson, 23 July 1902; Rolo, Entente Cordiale, pp. 135-137

- (\(\frac{\pi}{2}\)) BD, No. 322: Lansdowne to Monson, 6 August 1902
- (19) Rolo, Entente Cordiale, p. 142 に加えて、この時期の CAB37 も参照
- $\widehat{20}$ Newton, Lord Lansdowne, p. 269; Taylor, 'British Policy in Morocco', p. 373

BD, No. 330: Lansdowne to Monson, 31 December 1902; Rolo, Entente Cordiale, pp. 147-148

(22) *Ibid.*, pp. 149–151.

21

- 235: Memorandum by de Bunsen, 12 March 1903; Rolo, Entente Cordiale, p. 152. to the First World War, Vol. 11: France, 1891-1904 [BDFA], Doc. 226: Monson to Lansdowne, 30 January 1903; ibid., Doc. (Frederick: University Publications of America, 1989) Series F: Europe, 1848-1914, Part I: From the Mid-Nineteenth Century J.F.V. Keiger (ed.), British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print
- 24 論新社、二〇一二年)、一〇三—一一〇頁 エドワード七世の訪仏については君塚直隆『ベル・エポックの国際政治――エドワード七世と古典外交の時代』(中央公
- $\widehat{25}$ と評された。Newton, Lord Lansdowne, p. 279 や Anderson, The First Moroccan Crisis, pp. 86-87 でも、より良い雰囲気を形 れた」のであり、植民地派の雑誌(*Dépêche Coloniale*)では「重要な懸案事項を解決するための手がかりを与えてくれた」 成したと評価されている。 同上、一一一頁によると国王のフランス訪問は、「デルカッセにとっても次の一歩を踏み出す際に重要な起点となってく
- (26) Rolo, Entente Cordiale, pp. 171-173.
- (27) *Ibid.*, p. 173.
- 28 当時植民地省は独立していなかった。Andrew, 'France and the Making' を参照
- (A) Rolo, Entente Cordiale, p. 175
- $(\mathfrak{S})$  *Ibid.*, pp. 174–176; *BD*, No. 356: Lansdowne to Monson, 2 July 1903
- 31 ルーベ訪英に関しては君塚、『ベル・エポックの国際政治』、一一二―一一六頁
- de Bunsen to Lansdowne, 17 July 1903 BD, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903; ibid., No. 358, Lansdowne to de Bunsen, 15 July 1903; BDFA, Doc. 258
- (3) BD, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903

- 34 Andrew, 'France and the Making', p. 92
- 35 BD, No. 310: Drummond-Wolff to Salisbury, 9 June 1900
- 36 Ibid., No. 359: Cromer to Lansdowne, 17 July 1903
- 懸念していたことが分かる。 Ibid., No. 308: Salisbury to Drummond-Wolff, 7 June 1899 からは、 一八九九年の段階でイギリスがスルタン政権の崩壊を
- 38 Ibid., No. 359: Cromer to Lansdowne, 17 July 1903
- 39 Ibid., No. 378: Lansdowne to Monson, 9 December 1903
- 40 Andrew, 'German World Policy', pp. 140-141
- 41 lor, 'British Policy in Morocco', pp. 343-344. BD, No. 311: Drummond-Wolff to Salisbury, 11 October 1901; ibid., No. 343: Durand to Lansdowne, 25 March 1903; Tay-
- <u>42</u> Rolo, Entente Cordiale, p. 181.
- 43 BD, No. 363: Lansdowne to Monson, 29 July 1903
- 44 Anderson, The First Moroccan Crisis, p. 36
- 45 BD, No. 300: Drummond-Wolff to Salisbury, 15 May 1898
- 47 46 *Ibid.*, No. 301: Drummond-Wolff to Salisbury, 23 May 1898; *ibid.*, No. 305: Drummond-Wolff to Salisbury, 10 March 1899.
- Anderson, The First Moroccan Crisis, pp. 37-38 BD, No. 332: Durand to Lansdowne, 3 January 1903; ibid., No. 335: Durand to Lansdowne, 17 January 1903; Anderson,
- 49 Rolo, Entente Cordiale, p. 182, p. 189

The First Moroccan Crisis, pp. 38-39.

- *diale*, pp. 195–196, p. 200 BD, No. 364: Lansdowne to Monson, 5 August 1903; Anderson, The First Moroccan Crisis, pp. 89-90; Rolo, Entente Cor-
- 51 BD, No. 322: Lansdowne to Monson, 6 August 1902; ibid., No. 332: Durand to Lansdowne, 2 January 1903
- 52 Ibid., No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903; Rolo, Entente Cordiale, p. 182
- CAB37/65/53: Hopwood to Sanderson, 14 August 1903. 本文で言及していない残りの一つは、マダガスカルとチュニスに

- おけるイギリスの通商上の権利の歴史に関するもの。
- (4) Ibid., Memorandum I: British Commercial Rights in Morocco, date unknown
- 計とは多少異なる。 船舶による輸送量が含まれているため、二口で挙げた Anderson が用いたモロッコの貿易に関するフランス政府の公式統
- (5) *Ibid.*, Memorandum II: Memorandum *re* Morocco Trade, date unknown.
- (5) BD, No. 363: Lansdowne to Monson, 29 July 1903.
- (%) Rolo, Entente Cordiale, p. 155.
- Cordiale, pp. 205-207 を参照。 以下一○月一日に提示された協定案については、BD, No. 369: Lansdowne to Cambon, 1 October 1903; Rolo, Entente
- 60 *français* [*DDF*], 2<sup>no</sup> ser. (14 vols., Paris: Imprimerie Nationale, 1930–1955), t. 4, No. 30: Cambon to Delcassé, 22 October 1903; Rolo, Entente Cordiale, p. 208 BD, No. 370: Lansdowne to Monson, 7 October 1903; Ministère des Affaires Étrangère (ed.), Documents diplomatiques
- 61 DDF, No. 7: Cambon to Delcassé, 11 October 1903; Rolo, Entente Cordiale, p. 210
- $\widehat{62}$ DDF, No. 36: Delcassé to Cambon, 24 October 1903; ibid., No. 40: Cambon to Lansdowne, 26 October 1903
- 63 BD, No. 376: Lansdowne to Cambon, 19 November 1903; Rolo, Entente Cordiale, p. 217.
- (4) DDF, No. 98: Cambon to Delcassé, 22 November 1903.
- 65 BD, No. 378: Lansdowne to Cambon, 9 December 1903; DDF, No. 117: Delcassé to Cambon, 6 December 1903
- 66 No. 120: Cambon to Delcassé, 11 December 1903. BD, No. 380: Lansdowne to Monson, 11 December 1903; DDF, No. 119: Cambon to Delcassé, 10 December 1903; ibid.
- (%) Anderson, The First Moroccan Crisis, p. 94.
- 68 downe to Monson, 7 October 1903 BD, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903; ibid., No. 359: Cromer to Lansdowne, 17 July 1903; ibid, No. 370: Lans-
- 69 ternational History Review, 36:1 (2014), pp. 45-69 Kurt Korneski, 'Development and Diplomacy: The Lobster Controversy on Newfoundland's French shore, 1890–1914', In-

- $\widehat{70}$ BD, No. 369: Lansdowne to Cambon, 1 October 1903
- $\widehat{71}$ Ibid., No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903
- $\widehat{72}$ Ibid., No. 380: Lansdowne to Monson, 11 December 1903
- $\widehat{73}$

Ibid., No. 384: Lansdowne to Monson, 13 January 1904; Rolo, Entente Cordiale, pp. 232-236

- $\widehat{74}$ Ibid., p. 237.
- $\widehat{75}$ BD, No. 387: Cromer to Lansdowne, 21 January 1904; Rolo Entente Cordiale, p. 237
- $\widehat{76}$ *Ibid.*, p. 237. 君塚、『ベル・エポックの国際政治』、一五四頁。
- $\widehat{77}$ Anderson, The First Moroccan Crisis, p. 100.
- 78 Ibid., pp. 100-101.
- $\widehat{79}$ BD, No. 388: Lansdowne to Monson, 23 January 1904; Rolo, Entente Cordiale, p. 238
- 80 BD, No. 391: Lansdowne to Monson, 25 February 1904; Rolo, Entente Cordiale, pp. 245-246
- 81 DDF, No. 341: Cambon to Delcassé, 11 March 1904; ibid., No. 342: Cambon to Delcassé, 11 March 1904
- 82 1904. ここでは英仏協商の本協定と併記して、両国が提示した草稿も掲載されている。 BD, No. 417: Declaration between the United Kingdom and France respecting Egypt and Morocco, Signed at London, April
- 83 ではなく、「エジプトとモロッコに関する協定」の草稿と一体化して答えた。 DDF, No. 354: Delcassé to Cambon, 20 March 1904. フランスはエジプトとモロッコに関してそれぞれ独立した協定草稿
- 84 and Morocco, Signed at London, April 8 1904 英仏協商の各条項の内容については、 BD, No. 417: Declaration between the United Kingdom and France respecting Egypt
- 85 DDF, No. 391: Cambon to Delcassé, 8 April 1904
- 86 Rolo, Entente Cordiale, p. 270
- 商は国民議会では四四三対一〇五、元老院では二一五対三七で可決、批准された。 BDF4, Doc. 323: Monson to Lansdowne, 13 November 1904; ibid., Doc. 328: Monson to Lansdowne, 8 December 1904. 協
- 88 BD, No. 418: Monson to Lansdowne, 12 April 1904

Rolo, Entente Cordiale, pp. 273-274.

- Journal of History, 36:3 (2001), pp. 471-504 Thomas G. Otte, ""The Winston of Germany": The British Foreign Policy Elite and the Last German Emperor,' Canadian
- 91 南村隆夫『モロッコ外交――アルヘシラス会議』(勁草書房、一九九〇年)。
- 第六巻第一号(二〇〇七)九一—一一一頁。 独露同盟に関しては、西山克典「露独両帝の往復文書(一八九四―一九一四年)(その二)」『国際関係・比較文化研究
- 93 Dominic C. B. Lieven, Russia and the Origins of the First World War (London: Macmillan, 1983), p. 66
- 英露協商の締結に関しては、君塚、『ベル・エポックの国際政治』、二四八―二五九頁、Beryl J. Williams, 'The Strategic
- 'Crossroads of Conflict: Central Asia and the European Continental Balance of Power', Historian, 73:1 (2011) pp. 41-64. Background to the Anglo-Russian Entente of August 1907', Historical Journal, 9:3 (1966) pp. 360–373; Cadra P. McDaniel
- 95 BD, No. 363: Lansdowne to Monson, 29 July 1903.

一巳 (たに かずし)

最終学歴 所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

所属学会 日本国際政治学会

専攻領域 イギリス外交史、国際関係史